

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定の運用要綱

甲及び乙は、平成25年1月9日に締結した標記協定の運用にあたって、次のとおり了解するものとする。

なお、本要綱における略語の使用については、標記協定と同様とする。

第1条 幹事の設置について

- (1) 甲を含む、平成25年1月9日付け「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書」を締結した新潟県内の市町村（以下「協定締結市町村」という。）は、連絡会や協定第3条に基づく現地確認（以下「現地確認」という。）の実施について、乙との詳細な調整を実施するため、別表の協定締結市町村の中から幹事（3市町村）を選出する。
- (2) 協定締結市町村は、連絡会や現地確認の実施に向け、調整窓口となる実務担当者を選任する。
- (3) 幹事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げるものではない。

第2条 協定第1条について

- (1) 連絡会は、原則として別表の協定締結市町村と乙で構成し、開催するものとする。
- (2) 連絡会の運営に当たって、協定締結市町村が幹事を通じて乙に協力を求めた場合は、乙は、これに応ずるものとする。
- (3) 連絡会において、乙は、協定締結市町村に対し、発電所の現状及び安全確保対策等に係る以下の事項について報告するものとする。
 - ア 発電所の現状に関する事項
 - イ 発電所の原子炉施設及びこれに関連する施設等の新設及び増設並びに重要な変更に関する事項
 - ウ 発電所その他原子力発電の安全確保に係る計画及び実施状況に関する事項
 - エ 発電所の安全確保に関し、国や新潟県の指示に基づき報告した事項
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、協定締結市町村及び乙が必要と認めた事項

第3条 協定第2条について

- (1) 甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を選任するとともに、連絡を受発信する電話番号等を定め、相互に通知するものとする。
- (2) 甲及び乙は、前項の通知に変更があるときは、それぞれその旨を通知するものとする。
- (3) 乙は、次のア及びイに掲げる区分に応じ、当該ア及びイに定める書面により連絡を行うものとする。
 - ア 協定第2条第1項各号に掲げる場合 「柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画」に定める所定の様式
 - イ 協定第2条第2項に規定する場合 乙が報道機関に提供する書面
- (4) 前号の連絡は、ファクシミリにより行うものとする。ただし、緊急を要し、ファクシミリにより行うことができない場合又は通信回線の不具合等がある場合は、電話その他の手段により行うものとする。
- (5) 乙は、前号の規定による連絡を行ったときは、第1号に規定する甲の連絡責任者に対し、その旨を通知するものとする。

第4条 協定第3条について

- (1) 協定締結市町村は、乙から異常時の通報を受け、発電所の立地自治体が「東京電力株式会社 柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書」に基づき立入調査等を実施するような場合においては、発電所の現地を確認できるものとする。
- (2) 現地確認は、原則として、協定締結市町村のうち発電所から30キロメートル圏内の市町村が行うものとする。

(参考) 協定締結市町村の発電所からの距離

30km圏内	長岡市、上越市、小千谷市、十日町市、見附市、燕市、出雲崎町
30km圏外	新潟市、三条市、新発田市、加茂市、村上市、糸魚川市、五泉市、阿賀野市、妙高市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、湯沢町、津南町、関川村、粟島浦村

第5条 協定第4条について

事故に起因して、風評による農林水産物の価格低下その他営業上の損害が生じたときにおいて、相当の因果関係が認められる場合の措置を含むものとする。

平成25年1月9日

甲 見附市

見附市長

久住時男

乙 東京電力株式会社

原子力運営管理部長

武井一浩

別表 協定締結市町村

長岡市
新潟市
上越市
三条市
新発田市
小千谷市
加茂市
十日町市
見附市
村上市
燕市
糸魚川市
妙高市
五泉市
阿賀野市
佐渡市
魚沼市
南魚沼市
胎内市
聖籠町
弥彦村
田上町
阿賀町
出雲崎町
湯沢町
津南町
関川村
粟島浦村